

上野車掌区分会の組合掲示板

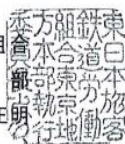
協約無視の一方的な撤去・移設は認められない!

東京支社に緊急申し入れを提出!

東地申第 062 号
2019 年 03 月 08 日

東日本旅客鉄道株式会社東京支社
支社長 前川 忠生 殿

東日本旅客鉄道労働組
東京地方本
執行委員長 阿部 正



労使間の取扱いに関する協約に基づかない、 上野車掌区分会組合掲示板の一方的な 撤去・移設に関する緊急申し入れ

2019年3月1日16時05分、東京支社上野車掌区で、上野車掌区分会の組合掲示板が一方的に撤去・移設されるという事態が発生しています。

現場長が組合掲示板を移設する理由として主張してきたことは、「新たな棚と新たなレターケースに取り換えるために、組合掲示板が支障する」というものでした。分会は代替設置箇所を提案するなど、柔軟に対応してきました。しかし現場長は、組合が提案した代替箇所について「コミュニケーションボードを拡大するかもしれない」「何か掲示を貼るかもしれない」と後出しの理由を持ち出してきたばかりか、「施設管理権だ」との根拠を述べ、分会の代替案に一切譲歩することなく、合意に至らない中で組合掲示板を一方的に撤去・移設しました。

組合掲示板の使用は、労使間の取扱いに関する協約第63条～第66条に基づく正当な労働組合活動であり、上野車掌区では、労使合意のもと組合掲示板を設置してきた経緯があります。労使合意のもと設置した組合掲示板である以上、労使合意のもと移設するのが当たり前であり、正当性無き理由での移設を一方的に行ったことは、JR東労組上野車掌区分会の組合活動を弱体化させる支配介入の不当労働行為です。また現在、会社が組合掲示板を一方的に撤去したため、上野車掌区分会は組合掲示板を使用することができず、組合活動に必要な宣伝、報道、告知活動に関して実質的な損害を受けています。

したがって、下記のとおり申し入れますので真摯な回答を要請します。

記

1. ただちに、上野車掌区分会の組合掲示板を会社が指定している掲示場所に戻すこと。
2. 上野車掌区分会の組合掲示板の一方的な移設を行なったこと、および、3月1日以降上野車掌区分会の組合掲示板を使用した組合活動が出来なくなっていることについて、責任を明らかにし、JR東労組上野車掌区分会に対して書面による謝罪をすること。
3. 今後の上野車掌区分会の組合掲示板の設置箇所については、労使合意のもと行うこと。

以上

上野車掌区分会の組合掲示板が、一方的に移設される事態が発生しました。しかも、19春闘の只中で、ダイヤ改正を控え、情報宣伝活動が最も重要な時期に、会社は「施設管理権」を振りかざして、組合掲示板そのものを撤去してしまいました。そのため、上野車掌区分会と分会組合員は団結権を侵害される重大な損害を受けています。

労使間の取扱いに関する協約を無視し、労使合意を否定する一方実施は、組合活動を弱体化させる支配介入の不当労働行為であり、断じて許されません!

地本は、東京支社に緊急申し入れを提出しました。上野車掌区分会の仲間と共に、会社による支配介入の不当労働行為を是正するたたかいはつくりだそう!

団結権を侵害するな! 組合掲示板を直ちに返せ!